※この補助金に関するＱ＆Ａ

	質問（Q）	回答（A）
1	昨年度末（例：３月）に契約しましたが、補助対象設備等の設置や導入は今年度中に行います。補助対象となりますか。	補助対象設備等の設置工事や導入が今年度（４月１日）以降であれば、補助対象とします。ただし、設置工事や設備導入は、補助金の交付決定後に行う必要があり、それ以前に設置工事や設備導入をした場合は補助対象とはなりません。
2	申請者本人以外が申請できますか。	施工業者等に依頼し、本人の代わりに申請してもらうことは可能です。その際には代理の申請者と十分に相談、調整いただき申請書類に不備のないようご注意ください。 なお、申請書に記載する氏名（申請者）は申請者本人（補助対象者）に限ります
3	申請書は代筆にて記入してもよいですか。または、パソコンで入力してもよいですか。	申請者の申請意思等を確認する意味もありますので、各申請書類の記名欄には、申請者本人が自著してください。その他の部分は、パソコンや代筆でも構いません。
4	工事着手前や工事中は中津川市民ではありませんが、住宅の完成後に移住する予定です。この場合、補助金申請はできますか。	工事が年度内に完成し、完成に併せて転入手続きを行い新居に入居される場合、補助金申請が可能です。なお、実績報告書の提出時には、当市の住民票の添付が必要となります。
5	二世帯住宅で、補助対象設備等をそれぞれ設置する場合、どちらの世帯でも補助が受けられますか。	住民票が別世帯となっており、また電気やガス等の契約も分かれ、さらには導入する補助対象設備等が世帯別に機能することが証明されれば、世帯別で申請手続きしていただくことで、どちらも補助対象となります。
6	集合住宅のオーナーですが、補助対象者になりますか。	自ら使用する個人の住宅に設置する場合に補助対象となりますので、賃貸の集合住宅等は対象外です。ただし、集合住宅のオーナーによる個人住宅兼集合住宅の場合で、かつ設置した設備がオーナー個人の居住部分でのみ使用される場合は、補助対象となります。
7	店舗兼用住宅に太陽光発電システムや蓄電池、燃料電池システムなどを設置する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりますが、補助対象設備等に係る契約の名義が世帯員で、また発電及び蓄電した電気が居住部分に配電され、そこで30%以上使用されることが条件となります。

8	昨年度に補助金の交付申請をしましたが、工事がその年度末に完了できず、申請を取り消しました。その場合、今年度に再度補助金の申請はできますか。	昨年度に補助金申請を行い、交付決定を受けて工事に着工された方は、今年度の補助金申請はできません。補助対象者は、その年度内に補助対象設備等にかかる設置工事や設備導入を開始し、完了させる方のみとなります。
9	補助金の交付決定後に工事等の内容が変更となりましたが、申請が必要ですか。	工事内容等に変更があった場合は、軽微な変更を除き、変更申請書の提出が必要です。変更申請書が未提出の場合には、補助金の交付ができない場合があります。なお、設備の変更に伴い補助金額が増減するケースにつきましては、予算額の範囲内で交付額の変更を認めます。
10	太陽光発電システムと蓄電池について、どちらかだけ設置する場合でも補助金は出ますか。	双方のうちどちらか単体で設置する場合でも補助金は出ます。ただし、蓄電池については、既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系すること。
11	太陽光発電システムの設置については、住宅の屋根だけでなく、カーポートや倉庫、その他敷地内での直置きなども認められますか。	住宅等、所有地内であれば補助対象と認めますが、発電した電気が主に居住する住宅で使用されることが条件となります。
12	太陽光発電を過去に設置していますが、補助は受けていません。今回、新たに太陽光発電を増設する予定ですが、この場合太陽光発電システムの補助は受けられますか。	過去に太陽光発電システムの補助を受けていない世帯については、増設分の設備購入費や設置工事費などを補助対象経費として補助金を交付します。
13	太陽光発電システムの補助金については、国等の補助金及び FIT 売電との併用は可能か。	この補助金は市独自のものとなりますので、国等の補助金の上乗せ補助として併用が可能です。また、この補助金の交付を受けても FIT 売電は可能です。
14	V2H 充放電設備を設置する場合、次世代自動車を導入していなくても補助対象となりますか。	補助対象となります。住宅の新築に合わせて V2H 充放電設備を設置される場合などが考えられます。
15	蓄電池がセットとなっているＶ２Ｈ充放電設備を導入予定ですが、この場合、蓄電池とＶ２Ｈ充放電設備の両方が補助対象となりますか。	次の機関において登録又は補助対象となっている機器であれば、いずれも補助対象です。 蓄電池：（一社）環境共創社会イニシアチブ Ｖ２Ｈ：（一社）次世代自動車振興センター
16	次世代自動車用の充電設備のみ設置しましたが、補助金は出ますか。	単なる充電設備では、補助金の対象とはなりません。補助対象となる設備は、次世代自動車のバッテリーに蓄えた電気を、車から自宅に供給できるＶ２Ｈ充放電設備です。

17	次世代自動車を１台保有していますが、過去に補助金の交付は受けていません。この場合２台目の購入を検討していますが補助の対象になりますか。	過去に補助金の交付を受けていない場合は補助対象となります。ただし一度補助金の交付を受けた方（個人・事業所）は、以後補助対象としません。 なお、次世代自動車の補助対象者は、その自動車の所有者です。もし、補助金の交付を受けていない方が自分の名義で新たに購入・所有し、利用する場合は補助対象となります。
18	次世代自動車のうち「燃料電池自動車」については、太陽光発電システムやＶ２Ｈの導入が要件とはならないのですか。	燃料電池自動車の導入については、それらを要件としませんが補助対象とします。 燃料電池自動車は電気自動車やプラグインハイブリッド自動車とは異なり、水素をエネルギー源とし自ら発電しながら走行する自動車であるため、この要件の対象外とします。
19	次世代自動車の補助金の交付を受けた後、すぐに売却や賃貸借をすることは認められていますか。	補助金の交付を受けた方は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数の期間内に補助対象設備等を売却、譲渡、貸付、廃棄、担保提供等に供するなどの処分をしてはなりません(要綱 別表第１ 次世代自動車「ウ」による)。万が一処分が発生した場合は、補助金の全部もしくは一部を返還いただきます。ただし、天災等による破損や、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分する場合は、補助金の返還は必要ありませんので、財産処分等承認申請書を提出してください。
20	補助対象設備等に関する、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数（法定耐用年数）を教えてください。	基本的な各補助対象設備等の法定耐用年数は次のとおりです（条件により年数が違う場合もあります。詳しくは国税庁にお問合せください)。 ・太陽光発電システム　１７年 ・蓄電システム（蓄電池）　６年 ・燃料電池システム　６年 ・Ｖ２Ｈ充放電設備　６年 ・次世代自動車（普通自動車）６年 ・小水力発電システム　２２年 ・薪・ペレットストーブ　１０年
21	実績報告を行ってから、補助金が支払われるまでどのくらいの期間がかかりますか。	１カ月半から２カ月程度お日にちをいただきます。
22	転入したばかりで納税履歴がなく完納証明書が出ませんが、どうすればよいですか。	転入日を確認するため、当市の住民票を提出いただくことで、これに代えます。
23	設置工事や機器導入の費用を申請者と別の人が支払った場合は、補助対象となります	別の人が支払った場合は補助対象とはなりません。補助金は、申請者本人に交付しますので、

	か。	交付手続き上も申請者が費用負担していることが前提となります。「領収書」「明細書」等の宛名も申請者名義である必要があります。
24	補助対象設備等をローンで購入した場合などは支払完了を証明する書類が出せませんがどうすればよいですか。	ローンの申込書や契約書等、支払総額が分かる書類と初回の引き落としが確認できる書類を合わせてご提出ください。
25	太陽光の屋根貸しや、次世代自動車等のリース又はサブスク等により補助対象設備等の導入を考えていますが補助対象となりますか。	当市の補助制度は、補助対象設備等の購入にあたり、初期投資の負担を軽減する目的で行いますので、リース等の初期投資が不要な導入方法は補助対象としません。
26	補助事業の完了日とはいつのことを指しますか。	以下のうちで最も遅いタイミングを完了日とします。 ・設置工事、機器等の導入、納車等の完了日 ・設備の保証開始日 ・太陽光発電システムについては、系統連系日（受給開始日） ・補助対象設備等の費用の支払いが完了した日
27	補助金の受取方法はどのような形ですか。現金での受取りも可能ですか。	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振替のみで、現金で受取ることはできません。また、原則受取りは申請者本人に限りますので、他人名義の口座へ振込むこともできません。